

【介護保険最新情報 Vol. 963 についてのQ A】

接種時間の考え方について

問1 通所系サービス事業所が、利用者をワクチン接種会場へ送迎した場合の接種時間の算定は

答 介護保険最新情報 Vol. 963 の問4、問5のとおりです。

サービス提供前後の送迎中に、通所系事業所が保有する車両を利用して、ワクチン接種会場を經由して送迎を行う場合は、接種中の待機時間等を含めて、送迎時間として扱います。送迎に時間を要することになり、一時的に事業所内の人員配置基準を満たせない時間帯が生じることも考えられるが、柔軟に対応して差し支えありません。また、利用者の居宅と通所系サービス事業所間の送迎を行っていることから、送迎減算を適用しないこととして差し支えありません。通常の経路を逸脱する場合でも、道路運送法に基づく許可・登録は不要であり、居宅サービス計画（ケアプラン）の変更は不要と解釈されます。

サービス提供中に、通所系事業所が保有する車両を利用して、事業所とワクチン接種会場間の送迎を行う場合は、保険外サービスとして提供されているものとなります。

なお、どちらの場合も同行職員の待機時間、付き添い時間については、身体介護等の介護報酬は算定できないと解釈されます。

問2 訪問系サービス事業所が、利用者をワクチン接種会場へ送迎した場合の接種時間の算定は

答 集団接種会場又は大規模会場での身体介護については、接種会場内での介助（老計10号において定められた範囲に限る）の必要性をサービス担当者会議等で十分に協議の上、ケアプランに位置付けた場合は算定を行うことができますが、いわゆる「見守り・声掛け」などについては、老計第10号に示された行為ではないため、算定を行うことはできません。

なお、個別接種会場においては、それぞれの医療機関等の定めに従い院内介助の取扱いと同様となります。身体介助については、接種会場のスタッフが対応することができない場合について上記同様に介助の必要性を十分に協議の上、ケアプランに位置付けた場合は例外的に算定できます。

なお、算定する場合、居宅サービス計画に係るサービス内容の記載の見直し及び文書による同意を得ることが必要となりますが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、これらについてはサービス提供後に行っても差し支えありません。

通所系サービス事業所内においてワクチン接種を実施する場合

問3 公的施設を借りて利用者を集め接種を行う、同法人の利用者を1事業所に集め接種を行う等、事業所外の会場で接種を行う場合の算定は

答 事業所の建物としての登録があるところであれば事業所内とみなしますが、それ以外は事業所外と判断され、介護保険の対象外となります。